

地方自治特別法の制定手続について
—法令の規定及びその運用を中心に—

小 林 公 夫

- ① 日本国憲法において、憲法改正と並んでレファレンダム（国民表決・住民表決）の対象とされる「一の地方公共団体のみに適用される特別法」（以下「地方自治特別法」という。）の制定手続に焦点をあてて、関係する法令（国会法及び地方自治法並びにこれらの下位法規）の規定及びその運用を概観する。
- ② 地方自治特別法は、国会の議決後に住民投票に付される。
- ③ 地方自治特別法が国会で議決されたときは、最後に議決した議院の議長から内閣総理大臣に通知が行われる。この点に関連して、参議院の緊急集会で議決された場合の取扱い、ある法律が地方自治特別法に該当するかどうかの認定に関する問題について説明を加える。
- ④ 国会の議長からの通知があったときは、内閣総理大臣は直ちに総務大臣に通知し、総務大臣はその通知を受けた日から5日以内に関係普通地方公共団体の長（以下「首長」という。）にその旨を通知するとともに、当該法律その他関係書類を移送する。
- ⑤ 総務大臣からの通知があったときは、31日以後60日以内に住民投票が実施される。投票の実施に当たっては、基本的に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される。住民投票の実施に関連して、(i) 投票権者及び投票方式、(ii) 投票運動の制限、(iii) 同時投票、(iv) 分離性の問題、(v) 住民投票を実施する範囲、(vi) 一の特別地方公共団体のみに適用される特別法の取扱いの諸点について説明を加える。
- ⑥ 住民投票の結果が判明したときは、直ちに公表しなければならず、関係首長は、結果の判明日から5日以内にその結果を総務大臣に報告し、総務大臣は、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告する。投票結果が確定したことを関係首長が知ったときも、同様の手続がとられる。
- ⑦ 住民投票の結果確定の報告が総務大臣からあったときは、内閣総理大臣は、直ちに当該地方自治特別法の公布の手続をとるとともに、両院議長に通知する。
- ⑧ 地方自治特別法の制度については、近年、その積極的活用を唱える意見も見られるものの、これまでの運用状況からは、あまり有効に機能していないとも評されているが、法律レベルでレファレンダムの手続を定め、具体的な実施例があるという意味では貴重であり、平成19年に制定された日本国憲法の改正手続に関する法律が平成22年に施行されることを控え、その経験を振り返るものである。

地方自治特別法の制定手続について —法令の規定及びその運用を中心に—

行政法務課 小林 公夫

目 次

はじめに

- I 地方自治特別法の意義
- II 地方自治特別法の制定手続
 - 1 国会における議決
 - 2 国会の議長から内閣総理大臣への通知
 - 3 総務大臣から関係地方公共団体の長への通知
 - 4 住民投票の実施
 - 5 投票結果の公表及び報告
 - 6 争訟
 - 7 投票結果確定の報告
 - 8 地方自治特別法の成立
 - 9 地方自治特別法の公布及び両院議長への通知
 - 10 費用の国庫負担

おわりに

- 別表 1 地方自治特別法に対する住民投票に関する地方自治法の規定の変遷
- 別表 2 地方自治特別法一覧

はじめに

日本国憲法（以下条名等を伴って引用する場合には単に「憲法」という。）は、前文において「主権が国民に存することを宣言し」、国民主権主義を採用しているが、間接民主制を前提として組み立てられており、直接民主制的要素が明示的に認められているのは、①最高裁判所裁判官の国民審査（第79条）、②「一の地方公共団体のみに適用される特別法」（以下「地方自治特別法」という。なお、「地方特別法」と呼ぶ論者もいる。）に対する住民投票（第95条）及び③憲法改正に関する国民投票（第96条）の3つの場合に限定されている。一般に、①は一種のリコール（国民解職）であり、②及び③はレファレンダム（国民表決・住民表決）を制度化したものと解されている。平成19年に制定され、平成22年から施行されることとなっている日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号。以下「憲法改正手続法」という。）は、③を含む憲法改正の具体的な手続を初めて法制化したものである。

本稿では、憲法改正と並んでレファレンダム

の対象とされる地方自治特別法に対する住民投票について取り上げる。ただし、憲法解釈上の問題については既に論じ尽くされている感がある⁽¹⁾ことから、その制定手続に焦点をあてて、関係する法令の規定及びその運用を概観する。

地方自治特別法については、国会法（昭和22年法律第79号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらの下位法規に制定手続の詳細が定められており（地方自治法の関係条文の変遷については、別表1参照）、昭和24年から昭和27年までの間に、16件の法律（うち1件は一部改正法）について18の都市において住民投票が実施された（別表2参照）。これらの法律は、「特別都市建設法」と総称されるもの⁽²⁾で、いずれも、いわゆる議員立法によるものである。首都圏整備法（昭和31年法律第83号）によって廃止された首都建設法（昭和25年法律第219号）を除く14の法律が、今なお効力を有している。とはいえ、これらの実施例は必ずしも住民投票を要する場面ではなかったのではないかと指摘⁽³⁾がなされている一方、その後地方自治特別法に該当するかどうかの問題となった法律⁽⁴⁾については様々な政府解釈⁽⁵⁾によって消極的な結論が導かれており⁽⁶⁾、憲法第95条は「あま

(1) 佐藤功「憲法第九五条の諸問題」田中二郎編集代表『公法学研究 上』有斐閣、1974、p.359。等参照。

(2) その概要については、行政法制研究会「重要法令関係慣用語の解説（100）特別都市建設法」『判例時報』1426号、1992.9、pp.32-34。等参照。

(3) 樋口陽一ほか『憲法4』（注解法律学全集4）青林書院、2004、p.283（中村睦男執筆）；渋谷秀樹『憲法』有斐閣、2007、pp.687-688。等参照。

(4) 近年において地方自治特別法に該当するかどうかの問題となった法律として、第165回国会において成立した道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）がある。これより前に地方自治特別法該当性が問題となった主要な法律に関する国会審議の概要を紹介するものとして、松永邦男「地方自治特別法について—憲法95条は機能しているか」『都市問題』96巻5号、2005.5、pp.79-88。がある。

(5) 政府解釈の概要については、那須俊貴『地方自治の論点』（シリーズ憲法の論点10 調査資料2005-2-b）国立国会図書館調査及び立法考査局、2006、pp.17-18；桜井昭平「地方自治特別法の現実的意義」『流通経済論集』1巻1号、1966.9、p.33-35。等参照。

(6) 桜井 同上、p.32。は、地方自治特別法が制定されなくなった原因は必ずしも明らかでないとしつつ、直接的原因として、①住民投票の費用が国庫負担であったことから、法案提出の増大が国家予算に影響を与えるようになり、政府部内から批判が出てきたこと、②議員立法そのものが昭和27、28年に最高に達したため、それを制限する方向にあったこと、③その結果、地方自治特別法の判断権が実質的に政府に移ったことなどを挙げている。また、佐藤竺『日本の自治と行政（上）—私の研究遍歴—』（自治総研叢書21）敬文堂、2007、p.135。は、首都建設法が国会では共産党だけの反対だったのに住民投票が賛成60%にとどまり、驚いた政府は以後重要法案の住民投票は極力回避するようになった旨述べている。

り有効に機能していない」⁽⁷⁾とも評されている。

地方自治特別法をめぐる状況は以上のようなものではあるが、法律レベルでレファレンダムの手続を定め、具体的な実施例があるという意味では貴重であり、憲法改正手続法の施行を来年に控え、その経験を振り返っておくことにも一定の意味はあるものと思われる。

なお、文中において発言・著作を引用等した人物の所属等は、いずれも当時のものである。

I 地方自治特別法の意義

地方自治特別法について、憲法第95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定することができない。」と規定している。

憲法第41条は、国会を「国の唯一の立法機関」と規定しており、ここから、「立法」は国会の意思だけによって完結的に成立し、他の機関の意思によって左右されないということが導かれる（国会単独立法の原則）。このことは、「法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。」と規定する第59条第1項からも明らかである。そして、憲法第95条は、「この憲法に特別の定めのある場

合」の一つということになる。

「一の地方公共団体のみに適用される特別法」という文言をめぐる解釈論については、既に様々な論考が発表されている⁽⁸⁾ことから立ち入らないこととし、「特定の地方公共団体の組織、運営又は権能について他の地方公共団体とは異なる定めをする法律」⁽⁹⁾の意、としておく。

本条は、州議会による不当な干渉から地方自治体を保護するために設けられた米国諸州の憲法規定の影響を受けた規定といわれている⁽¹⁰⁾。

本条の趣旨については、論者により必ずしも一定しないが、主な指摘を列挙すると次の4点になる⁽¹¹⁾。①国の特別法による地方自治権の侵害の防止、②地方公共団体の個性の尊重、③地方公共団体の平等権の尊重、④地方行政における民意の尊重。これらは相互に関連しており、一義的に定めることは妥当とはいえないが、日本国憲法の規定の位置なり制度の由来からみれば、その中心をなすものは①と解するのがすなおとされ⁽¹²⁾、そのような考え方が有力である⁽¹³⁾。

なお、この点に関する政府見解としては、帝国憲法改正案（日本国憲法案）を審議した第90回帝国議会においては「個性の尊重」⁽¹⁴⁾や「その地域の住民に特に十分なる発言権を持たせる」⁽¹⁵⁾ことが、また、地方自治法を制定した第92回帝国議会における内務大臣答弁資料では、そのほかに個別的立法による地方公共団体

(7) 辻村みよ子『憲法（第3版）』日本評論社、2008、p.521.

(8) 佐藤 前掲注(1)、pp.357-410; 宮崎伸光「日本国憲法第九十五条の政治的意義」『法学新報』100巻5・6号、1994.6、pp.271-300. 等参照。

(9) 「参議院議員峰崎直樹君提出道州制特別区域の設定による事務・事業の移譲及び憲法第九十五条に基づく住民投票等に関する質問に対する答弁書」（平成18年12月20日内閣参質165第39号）によれば、これが憲法第95条の一般的な解釈であり、政府としても同様に考えているということである。

(10) 田上穰治編『体系憲法事典』青林書院新社、1968、pp.666-667（成田頼明執筆）等参照。

(11) 松本英昭「小笠原の復帰に伴う法律問題」『自治研究』44巻2号、1968.2、pp.126-127. 参照。

(12) 依静夫「地方特別法の意義」『法学教室（別冊ジュリスト）』4号、1962.7、p.118. 参照。

(13) 福岡久美子「憲法95条の地方自治特別法」『現代社会フォーラム』5号、2009.3、p.81. 等参照。

(14) 第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会議事速記録第21号 昭和21年9月25日 p.18（金森徳次郎内務大臣答弁）。

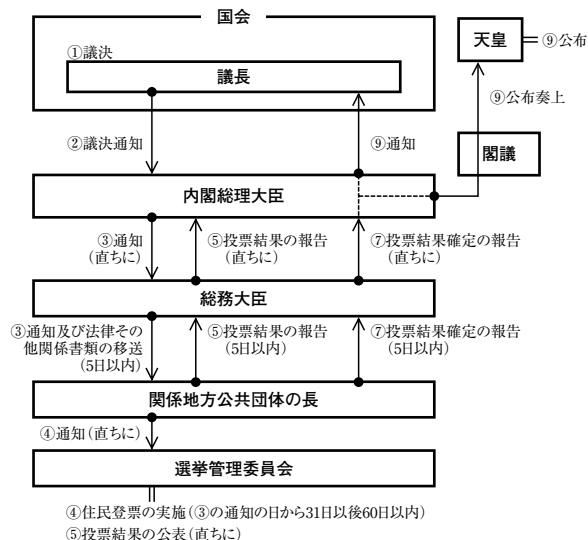
(15) 第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員会議録（速記）第7回 昭和21年7月6日 p.21（金森徳次郎内務大臣答弁）。

に対する干渉の防止⁽¹⁶⁾が挙げられている。

II 地方自治特別法の制定手続

始めに、地方自治特別法の制定手続全体の流れを図示すると、次のとおりである。

図 地方自治特別法の制定手続の流れ



※ 丸で囲んだ数字は、後出の説明部分の見出し番号を示したものである。
(出典) 筆者作成

1 国会における議決

国会法第67条は、「一の地方公共団体のみに

適用される特別法については、国会において最後の可決があつた場合は、別に法律で定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる。」と定め、地方自治特別法が住民投票に付されるのは国会の議決後であることを明らかにしている。すなわち、地方自治特別法は、国会の議決により停止条件付きで成立するものとされている⁽¹⁷⁾。

住民投票の実施時期については、憲法上特段の規定がないため、国会の議決前に実施するという制度を設けることも可能である。その場合、国会における最後の可決（後議の議院の可決）の前に住民投票に付し、その同意を得てから可決する（同意を得られなかった場合は可決できない）という手続、あるいはこの法律案の国会への提出前に住民投票に付するという手続が考えられる。しかし、前者にあつては、国会の会期終了が迫っているような場合には、その議決がなされ得ないことともなり、後者にあつては、その法律案に対して国会が修正を加えた場合には、再度住民投票に付さなければならない（国会が修正を加え得ないとするならば、国会の審議権を侵すこととなる。）といった難点が指摘されることから、現行のような制度となったものと解されている⁽¹⁸⁾。

なお、地方自治特別法に関する国会の議決に

(16) 内務省地方局編『改正地方制度資料 第2部』内務省、1947、pp.422-423。参照。

(17) 佐藤功『憲法（下）（新版）』（ポケット註釈全書）有斐閣、1984、p.1247；宮澤俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』日本評論社、1978、p.780；小林直樹『憲法講義 下（新版）』東京大学出版会、1981、p.481。等参照。

(18) 佐藤 同上、pp.1247-1248。参照。法学協会『註解日本国憲法（下）』有斐閣、1954、pp.1415-1416。は、より積極的に、憲法第95条の文理から住民投票が国会の議決に先行しなければならないという説があるものの、同条が「過半数の同意がなければ…制定することができない」と規定している意味は、法律が有効に成立するのを住民投票にかからしめる趣意であつて、現行法の取扱いが正当と説く。なお、国会法制定時の説明は「…〔憲法〕九十五条によりますと、地方公共団体の住民の投票が国会の議決より先のように思われますが、そのようにいたしますと、法律制定につきまして後から修正する必要がある場合など非常に面倒なことが起りますので、この六十七条によつて先づ国会の議決を経てしかる後地方公共団体の一般投票に付する方法をとることといたしました。この点につきましては政府当局とも十分打合せをした次第であります。」というものであつた（第91回帝国議会衆議院国会法案委員会議録（速記）第1回 昭和21年12月19日 p.6（大池眞・衆議院書記官長答弁）。）。国会の議決と住民投票の前後関係については、第5回国会衆議院議院運営委員会議録第31号 昭和24年5月10日 pp.4-5。や第7回国会衆議院建設委員会議録第16号 昭和25年3月24日 p.16。においても質疑応答が行われている。

においては、他の法律案と同様に憲法第59条第2項に規定する衆議院の優越性が認められる⁽¹⁹⁾。国会での議決が行われるまでの手続についても、他の法律案の場合と異なるところはない。

2 国会の議長から内閣総理大臣への通知

地方自治特別法が国会で議決されたときは、最後に議決した議院の議長（憲法第59条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった場合には衆議院議長、憲法第54条第2項の参議院の緊急集会において議決した場合には参議院議長）は、当該法律を添えて、その旨を内閣総理大臣に通知する（地方自治法第261条第1項）。なお、国会法の一部を改正する法律（昭和30年法律第3号）附則第6項による改正前の同条では、単に衆議院議長が通知するものとされていた（別表1参照）。過去の実施例では、すべて衆議院議長が内閣総理大臣に通知するとともに、参議院議長にその旨を通知している。

一方、国会法第65条第1項及び第102条の3は、国会の議決を要する議案について最後の議決があった場合には、直ちに公布を必要としないものは、その院の議長（衆議院の議決が国会の議決となった場合には衆議院議長、参議院の緊急集会において案件が可決された場合には参議院議長）が内閣に送付する旨規定している。このため、

国会で地方自治特別法の議決がなされたときは、地方自治法第261条第1項の規定による内閣総理大臣への通知義務と国会法第65条第1項の規定による内閣への送付義務の双方を負うことになる。過去の例では、次のような文書により、両者を併せて処理している⁽²⁰⁾。この送付及び通知は、議決日以後数日中に行うのを例としている⁽²¹⁾。

「〇〇〇法」

右は国会において議決した。よつて国会法第六十五条によりこれを送付する。なお、この法律は、憲法第九十五条の特別法であるから、地方自治法第二百六十一条によりこれを通知する。

〇〇年〇〇月〇〇日

衆議院議長〇〇〇〇

内閣総理大臣〇〇〇〇殿

衆議院事務総長〇〇〇〇

(原文縦書き)

(1) 参議院の緊急集会との関係

前述したように、参議院の緊急集会で議決された場合の手続は、昭和30年の地方自治法改正によって明らかにされたものである⁽²²⁾。それまではこの点については不明確であり、憲法解釈上「参議院の緊急集会で議決した特別法も理

⁽¹⁹⁾ この点は、2で述べるように、地方自治法第261条第1項において衆議院の議決が国会の議決となった場合を規定していることから、明らかである。この文言が整備されたのは昭和30年のことであるが、それ以前からそのように解されていたことにつき、入江俊郎「地方自治特別法について」『自治研究』25巻1号、1949.1、p.28。参照。また、実際、第7回国会で成立した熱海国際観光温泉文化都市建設法（昭和25年法律第233号）及び伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和25年法律第222号）は、衆議院が参議院の回付案に同意せず、憲法第59条第2項の規定に基づく再議決によって成立させている。

⁽²⁰⁾ 第5回国会衆議院議院運営委員会議録第32号 昭和24年5月12日 p.1（大池眞・衆議院事務総長発言）。参照。事例については、入江俊郎「第五国会と憲法関係諸問題(2)」『自治研究』25巻7号、1949.7、p.37；東京都議会議会局法制部編『国会・政府機関の審議にあらわれた東京都の制度に関する資料(3)』東京都議会議会局法制部、1961、pp.293-294。等参照。

⁽²¹⁾ 『衆議院先例集 平成15年版』衆議院事務局、pp.220-221。参照。

⁽²²⁾ この時の改正では、他に、国会法第102条の5が新設され、同法第67条が次のように読み替えられることとされた。「一の地方公共団体のみに適用される特別法については、参議院の緊急集会において可決した場合は、別に法律で定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの参議院の緊急集会の議決が、確定して法律となる。」（下線は筆者による。）

論上は考えられる」⁽²³⁾ との見解もある一方で、内閣総理大臣に通知すべき衆議院議長又はその職務を行う者が存在しないとの理由から「参議院の緊急集会において法律案を可決したとき…が含まれるか否か疑義なしとしない」⁽²⁴⁾ あるいは「地方自治法の上では、地方自治特別法が、参議院の緊急集会の案件となる場合を予想していないらしい」⁽²⁵⁾ という見解もあった。

憲法第54条第3項は、参議院の緊急集会において採られた措置は次の国会開会の後10日以内に衆議院の同意がない場合には失効する旨規定しており、参議院の緊急集会で地方自治特別法が議決された場合には、この規定との関係が問題となる。

憲法の規定からすれば、衆議院の同意が得られない場合には、その前に住民投票の同意があっても当該地方自治特別法は失効する、ということになる⁽²⁶⁾。そのため、参議院の緊急集会で地方自治特別法を議決したときは、直ちにこれを住民投票に付するのではなく、次の国会で衆議院の同意を得た後に、住民投票に付すること

が立法政策としては妥当、という意見がある。⁽²⁷⁾ しかしながら、そもそも、参議院の緊急集会は、「国に緊急の必要があるとき」にのみ開かれるものであるから、手続の執行を停止していられるような案件ならば、逆に「国に緊急の必要があるとき」に該当しないこととなろう。したがって、参議院の緊急集会において地方自治特別法が議決されたときは、住民投票を実施せざるを得ないのではないかと思われる⁽²⁸⁾。

憲法改正の発議は、衆議院の総選挙後に召集される特別会を待つ余裕がないほどの緊急性があるケースがあるとは考えられないとして、参議院の緊急集会の権能から除外する解釈が通説とされる⁽²⁹⁾。地方自治特別法についても、「地方自治特別法が、参議院の緊急集会で議せられねばならぬという程の緊急性は、実際問題としては、容易に考えられないことと思う」とした上で、昭和30年改正前の地方自治法の規定について「現実の必要性に応じた地方自治法の規定としては、一応は、これでもよいのかもしれない」とする見解もあった⁽³⁰⁾。

⁽²³⁾ 法学協会 前掲注(18), p.1415. 同旨、入江 前掲注(19), p.28.

⁽²⁴⁾ 長野士郎『逐条地方自治法』学陽書房, 1953, pp.823-824. もっとも、結論的には、参議院の緊急集会によって成立した法律の奏上等の手続等についても国会法に特別の規定がなく、参議院の議定によって行っていることなどから、「参議院議長が本条による手続をとることも取えて行い得ないものとは云えないのではあるまいか。」と述べている。

⁽²⁵⁾ 入江 前掲注(19), p.29.

⁽²⁶⁾ 法学協会 前掲注(18), p.1415. 参照。

⁽²⁷⁾ 宮澤 前掲注(17), pp.780-781. 参照。同旨、佐藤 前掲注(17), p.1249; 杉村章三郎監修『逐条解説 自治要覧(改訂版)』光文書院, 1969, p.575. 等。

⁽²⁸⁾ 後述するように、議長からの通知を受けた後の手続は、「直ちに」とか「5日以内に」といった期限が付された上で執行が義務付けられており、参議院の緊急集会で議決された地方自治特別法について、参議院議長からの通知を受けた後衆議院の同意を得るまでの間、住民投票手続の執行を停止することとする場合には、これらの規定を手当てする必要性が生じよう。

⁽²⁹⁾ 小林孝輔・芹沢斉編『基本法コンメンタール 憲法(第5版)』(別冊法学セミナー189)日本評論社, 2006, p.294(今野健一執筆)。参照。なお、憲法改正手続法は、この点について手当てをしていない。これは、憲法改正手続法が「憲法改正原案を議員が提出する場合の手続だけを整備することとしたものであり」、「内閣の憲法改正原案の提出の可否及び是非については、将来、内閣による提出が立法政策上必要であり、かつ、それが憲法上も許容されるものと判断される場合に、その旨の法整備をすれば足りると考えた」(橘幸信・高森雅樹「憲法改正国民投票法の制定」『時の法令』1799号, 2007.12, p.14.) ことによるものであろう。国会法第99条第1項は「内閣が参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定め、案件を示して、参議院議長にこれを請求しなければならない。」と規定していることから、内閣による憲法改正原案の提出の可否が先決問題になるとと思われる。

⁽³⁰⁾ 入江 前掲注(19), p.29.

なお、過去の例からすれば、参議院の緊急集会で採られた措置の効力が衆議院の同意・不同意により確定した場合には、その旨の内閣告示が行われると考えられ⁽³¹⁾、この点は、参議院の緊急集会で議決され、住民投票によって成立した地方自治特別法についても同様に解されよう。

(2) 地方自治特別法に該当するかどうかの認定

ところで、ある法律（案）が地方自治特別法に該当するかどうかの判断は、だれが下すのであろうか。

この点については、地方自治特別法を住民投票に付さないことは憲法第95条に違反する一方、地方自治特別法に該当しない法律の成否を住民投票にゆだねることは「法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる」と規定する憲法第59条第1項に違反することになる⁽³²⁾から、究極的には裁判所の違憲審査権によるにしても、一応は、その法律を議決した国会の認定によるという解釈が一般的である⁽³³⁾。

法文上は、内閣総理大臣に通知を行う議院の議長が認定権を有するかのようであるが、ある法律が地方自治特別法に該当するかどうかの決定は単なる議事整理や議事の事務監督とは異なるから、議長の自由裁量によることは許されないと解され、国会としては、附帯決議又はその他の適当な形式をもって地方自治特別法たる旨を明確に表示することが望ましく、かかる国会の意思に基づいて通知を発すべきであろうとの指摘がなされている⁽³⁴⁾。

(i) 過去の実例における処理方法

(a) 地方自治特別法の附則に住民投票実施規定を置く例

地方自治特別法の実例を見ると、第7回国会で成立したもので以降、附則に「この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、[地方公共団体の名称等]の住民の投票に付するものとする。」という規定が置かれている（ただし、同国会で成立した別府国際観光温泉文化都市建設法（昭和25年法律第221号）は、このような規定を欠いている⁽³⁵⁾。）⁽³⁶⁾。この規定の趣旨について、入

(31) 法制執務研究会編『新訂 ワークブック法制執務』ぎょうせい、2007、pp.22-23。参照。

(32) 第57回国会参議院予算委員会会議録第5号 昭和42年12月20日 p.3（高辻正巳・内閣法制局長官答弁）；福岡前掲注(13)、p.87。等参照。

(33) 佐藤 前掲注(1)、p.394。参照。同旨、入江 前掲注(19)、pp.40-41。等。また、宮澤 前掲注(17)、p.778。は、憲法第95条に「法律の定めるところにより」とあるのは、ある法律が地方自治特別法であるかどうかは、具体的には、国会又は法律が認定すべきものであるとする趣旨をも含むと解してよからう、と述べる。政府も、ある法律が地方自治特別法に該当するか否かは、これを議決した国会の判断によるべきものとしており、最近の答弁例として、第165回国会衆議院内閣委員会における宮崎礼壹・内閣法制局長官（同委員会議録第4号 平成18年11月1日 p.3.）や佐田玄一郎国務大臣（同委員会議録第6号 同月10日 p.14.）によるものがある。

(34) 高辻正巳「『特別法住民投票制』について」『地方自治』31号、1950.7、pp.8-9。参照。同旨、杉村 前掲注(27)、p.575。

(35) その理由は必ずしも明らかにされていないが、別府国際観光温泉文化都市建設法案は、第7回国会において他の地方自治特別法案に先駆けて提出されており（別表2参照）、第6回国会で審議未了・廃案となった別府国際観光温泉文化都市建設法案（昭和24年11月28日提出・衆法第6号）の文言を一部修正して提出し直したことによるのではないと思われる。なお、本法については、第7回国会の参議院建設委員会の審議において、別府市の住民の投票に付する旨の規定を附則に加えたい旨の修正意見が出されたものの、修正には手続の関係もあるのでその旨を速記録に載せることによって了承を得たいと述べて討論を打ち切ったことを建設委員長が本会議で報告している（第7回国会参議院会議録第40号 昭和25年4月7日 pp.733-734.）。

(36) 他に、未成立に終わったものの、第48回国会において衆議院に提出された東京都の議会の解散に関する特別法案（昭和40年5月27日提出・衆法第42号）も、附則に東京都の住民の投票に付する旨の規定を置いていた。

江俊郎・衆議院法制局長は、国会の両院がその法律を地方自治特別法と認めて可決したことを明示するためであるとし、このような規定がなくとも住民投票の手續に付さなければならないという意味において宣言的な規定であって、これによって何ものかを創設するものではない旨解説している⁽³⁷⁾。

このような住民投票実施規定については、地方自治特別法が有効に成立するのは住民投票の賛成を得たときであり、これが確定的効力を生じた暁には、かかる附則は常に意味をなさないものであることを考えると、実質的には国会の決議の変形と考えられるべきものであろうとの指摘がある⁽³⁸⁾。あえていえば、当該地方自治特別法の改正の際に効力を発揮する⁽³⁹⁾といえようし、ある法律が地方自治特別法であるかどうかについて両議院で見解が異なる場合、決議では両議院の議決を調整する仕組みがなく、いず

れの院の見解が優先するか決し難いのに対し、法律の規定であれば憲法第59条に基づく衆議院の再議決等によって問題を解決することが可能になるという効能はあるように思われる。⁽⁴⁰⁾

(b) 議院運営委員会において決定した例

一方、地方自治特別法の最初の2例である広島平和記念都市建設法（昭和24年法律第219号）及び長崎国際文化都市建設法（昭和24年法律第220号）（共に第5回国会において成立）には、このような住民投票実施規定は設けられず⁽⁴¹⁾、また、国会の審議を通じて両法律が地方自治特別法に該当する旨の国会の意思が明らかになったともいえなかったことから、これらについては、両議院での議決後に、それぞれの議院運営委員会において改めて地方自治特別法に該当する旨を決定した⁽⁴²⁾上で、衆議院議長が内閣総理大臣に通知した。

⁽³⁷⁾ 入江俊郎「第七国会を通過した地方自治特別法」『自治研究』26巻7号、1950.7、pp.11-12。参照。なお、規定振りについては、「立案の過程では、「この法律は憲法第九十五条の特別法とする」というような法文も一案として考慮せられたが、住民投票に付するという立法上の重要な手續の点に着眼して、具体的に規定する方がよかろうということで、この様な表現をとつたのである。」と説明している。

⁽³⁸⁾ 高辻 前掲注⁽³⁴⁾、p.9。参照。同旨、佐藤達夫「地方特別法の話」『戦力・その他』学陽書房、1953、p.130。高辻が「このような附則による形式は必ずしも筋が通つたものとは解し難い」と批判的であるのに対し、佐藤は「この法律案が両院で可決されれば、少くとも国会の意思として確定するわけであるから、いわば、この条文は、「この法律案は住民投票に付せられるべきものである。」という両院の付帯決議がここに場所を借りたものと同じことができようし、その趣旨では、何等かの法的意味をもつものといえそうに思われる。従つて、この条文は、区々たる法律形式論でなく、大きな常識によつて弁護され得べきものではなからうかと思われる。」と一定の理解を示している。

⁽³⁹⁾ 宮崎 前掲注⁽⁸⁾、p.290。参照。鬼頭宏一「『松江国際文化観光都市建設法』の成立過程」『島大法学』33巻3号、1989.11、p.32（注1）。も、既成の地方自治特別法の改正によりその積極的拡充・活用を図る観点から、附則の住民投票実施規定の意義を評価している。ちなみに、過去の実例を見ると、地方自治特別法である伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正した伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律（昭和27年法律第312号）の附則にも、住民投票実施規定が盛り込まれている。

⁽⁴⁰⁾ その他の見解として、松江国際文化観光都市建設法案を審議した昭和25年11月30日の衆議院建設委員会において、村瀬宣親委員から、附則の住民投票実施規定は、法理論からいうと、むしろ一つの法律案として別個に国会が決めるべきもののようにも考えられる旨の指摘があった。これに対し、福原忠雄・衆議院法制局第二部長が、当該規定は国家の最高機関である国会の意思を示す宣言的効果のみを目的とした条項であり、万一このような規定がなかったとしても、この法律が地方自治特別法であるという性質に相違はない旨答弁し、決着した（第9回国会衆議院建設委員会議録第2号 p.4）。

⁽⁴¹⁾ 入江 前掲注⁽³⁷⁾、p.12。によれば、「何分始めての例でもあり、立法の際そこ迄注意がゆきとどかなかつた」とのことである。

⁽⁴²⁾ 第5回国会衆議院議院運営委員会議録第32号 昭和24年5月12日 p.1。及び同国会参議院議院運営委員会議録第29号 昭和24年5月12日 pp.1-2。参照。

(ii) 立法による解決

特定のカテゴリーの法律が地方自治特別法に該当することを法律で明記した例がある。すなわち、大都市が都道府県から独立して都道府県と市の事務を併せて処理すること等を定めた特別市制度に関し、地方自治法は、かつて、その指定又は廃止に関する法律は、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならない旨を規定していた（昭和22年法律第169号による改正後の第265条第7項⁽⁴³⁾）。この制度は、結局、特別市を指定する法律の制定に至ることなく、昭和31年法律第147号による地方自治法改正によって廃止された（いわゆる政令指定都市制度によって代わられた）。ちなみに、特別市の指定又は廃止に関する法律がそもそも地方自治特別法に該当するかどうかについては、議論の分かれるところであった。この問題に関し、仮に地方自治特別法に該当しなくとも住民投票を要する扱いとすることは憲法第95条に違反するものではないとする見解があった⁽⁴⁴⁾が、前述したように、地方自治特別法に該当しない法律の成否を住民投票にゆだねることは憲法第59条第1項に抵触することになるから、妥当とはいえないよ

うに思われる⁽⁴⁵⁾。

以上のような立法例のほか、地方自治特別法の認定基準に関する一括した規定を法律で定めるべきだとする主張も見られる⁽⁴⁶⁾。

(iii) 国会の認定と地方公共団体・住民との判断が食い違う場合

ある法律が地方自治特別法に該当するかどうかの認定を国会が行うことに関して、国会と地方公共団体・住民との判断が食い違う場合があり得る。この問題については、憲法第95条は立法についての憲法上の基本原則（第41条・第59条）の例外であるから、このような場合における国会の意思の優位を認めてもよいのではないかとする意見⁽⁴⁷⁾がある。これに対しては、地方自治の原則もまた憲法上の基本原則であり、憲法第95条が「国会単独立法の原則」の例外として認められたのであるから、国会に決定権をゆだねてはその意義が失われるのではないかと指摘した上で、国会以外の機関に決定権をゆだねたり決定過程に関与させ、更には当該地方公共団体に住民投票を要請する権利を認めるべきだという意見⁽⁴⁸⁾、「究極的には裁判所の違憲審

(43) 具体的には、「第二項の法律は、第二百六十一条及び第二百六十二条の規定により、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならない。」と規定していた。ここで「第二項の法律」とは、同項において「特別市は、人口五十万以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廃止する場合も、また、同様とする。」と規定していたのを受けたものである。なお、本項は、その後、昭和27年法律第306号による地方自治法改正により、第9項に繰り下げられた。

(44) 法学協会 前掲注(18), p.1413. は、特別市を指定する法律について「本条の特別法には該当しないのではないかとの疑がある。但し、そう解する場合においても、地方自治法が住民投票を要するものとしている取扱も、もとより法律を以てなしうることに属し、本条に違反するものではない。」と述べているが、「もとより法律を以てなしうることに属」すると解する根拠は、必ずしも明らかでない。ちなみに、宮澤 前掲注(17), pp.777-778. も、特別市の指定に関する法律が地方自治特別法に該当しないという解釈も成り立ったであろう、と指摘しつつ、地方自治特別法の認定権が国会にあることを根拠として、地方自治法で特別市の指定に関する法律を地方自治特別法と認めると規定したことは本条の趣旨に反するものではないと結論づけているが、法学協会がこれと同じ趣旨であるかどうかは不明である。

(45) 林修三「第二回四国会で成立した首都圏整備法と憲法第九五条について」『自治研究』32巻5号, 1956.5, p.10. は、次のように指摘している。「もしこの規定が憲法第九五条をはみ出しているとすれば、それは憲法第九五条に違反する規定だということになるから、立法者は、特別市を指定する法律も、その指定を廃止する法律も、ともに、憲法第九五条に基く地方特別法であると考えていたものとみるべきであろう。」

(46) 桜井 前掲注(5), pp.36-37. 参照。

(47) 佐藤 前掲注(1), p.394. 参照。

(48) 福岡 前掲注(13), pp.86-87. 参照。

査権による」といっても、一般的・抽象的に法律の違憲性を争う憲法裁判が認められていない現状では、国会の判断の当否を訴訟で争うのは極めて困難であることから、行政事件訴訟としての民衆訴訟又は機関訴訟を法定するなどの手当てが必要ではないかという意見⁽⁴⁹⁾などがある。

3 総務大臣から関係地方公共団体の長への通知

国会の議長からの通知があったときは、内閣総理大臣は直ちに当該法律を添えてその旨を総務大臣に通知し、総務大臣はその通知を受けた日から5日以内に関係普通地方公共団体の長（都道府県知事又は市町村長。以下「首長」という。）にその旨を通知するとともに、当該法律その他関係書類を移送しなければならない（地方自治法第261条第2項）。この場合、当該首長が市町村長であるときは、関係のある都道府県知事を経て通知しなければならない（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第180条第2項）。「法律その他関係書類」を移送しなければならないとされている点については、住民投票の前提として広範な情報提供・情報公開が期待されていることにかんがみた解釈・運用がなされるべきであろうとの指摘がある⁽⁵⁰⁾。過去の例では、法律のほか、要綱、国会における審議状況に関する書類等を移送する取扱いとなっている⁽⁵¹⁾。

なお、自治庁設置法の一部を改正する法律（昭和35年法律第113号）附則第5条の規定による地方自治法の改正前は、関係首長への通知等は内閣総理大臣が直接行うこととされていた（別表1参照）。

東京都の住民による投票を経て成立した首都建設法の場合を例にとると、関係首長への通知等は、次のような形で行われている⁽⁵²⁾。

発連第一四七号

昭和二十五年四月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

東京都知事 安井 誠一郎殿

憲法第九十五条の規定により一の地方公共団体のみに適用される特別法に関する件

今回首都建設法が国会において議決されたが、同法は憲法第九十五条にいう一の地方公共団体のみに適用される特別法であるので、地方自治法第二百六十一条第一項の規定により、衆議院議長から通知があつた。

よつて同条第二項の規定により通知するとともに、当該法律その他関係書類を移送する。

（以下略）

（原文縦書き）

4 住民投票の実施

総務大臣からの通知があったときは、首長は直ちにその旨を選挙管理委員会に通知し（地方自治法施行令第180条第1項）、当該地方自治特別法の賛否に関する住民投票を実施させる。住民への周知を図るため、投票期日は通知のあった日から31日以後60日以内と定められている（地方自治法第261条第3項）。

投票期日は、都道府県にあっては少なくともその30日前に、市町村にあっては少なくともその20日前に告示される（地方自治法施行令第181条第1項）。住民投票の対象となる地方自治特別法は、その要旨とともに投票期日の告示の際に併せて告示されるとともに、投票所の入口その他公衆の見やすい場所にも掲示される（同条第2項）。

投票の実施に当たっては、地方自治法第262条第1項の規定により、地方自治法施行令で特別の定めのある場合（具体的には、同令第181条～第187条及び第188条の2）を除き、公職選挙法（昭和25年法律第100号）中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される。

(49) 成田頼明ほか編『注釈地方自治法（全訂）3』ぎょうせい，加除式，pp.8113-8114（金子正史執筆）参照。

(50) 室井力・兼子仁編『基本法コンメンタール 地方自治法（第4版）』（別冊法学セミナー168）日本評論社，2001，p.451（榊原秀訓執筆）参照。

(51) 松本英昭『新版 逐条地方自治法（第5次改訂版）』学陽書房，2009，p.1364。参照。

(52) 東京都議会議会局法制部 前掲注(20)，pp.294-295。参照。

(1) 投票権者及び投票方式

住民投票の投票権者は、満20歳以上⁽⁵³⁾の日本国民で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者とされる（公職選挙法第9条第2項）。投票は、投票用紙に賛否を自ら記入する自書式で（地方自治法施行令第186条の規定による読替えの上で準用された公職選挙法第46条第1項⁽⁵⁴⁾、具体的には地方自治特別法への賛否に応じて「賛成」又は「反対」を記すこととなっている（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記投票用紙様式の1その1参照）。

(2) 投票運動の制限

投票運動については、文書図画の頒布・掲示の制限、ポスター数の制限に関する公職選挙法第142条、第143条及び第144条の規定等の準用はないものの、戸別訪問の禁止に関する第138条の規定等が準用されている。住民投票については投票に至る過程が重要であるとして、投票運動に対してこのような厳格な制限をすることには立法論上は疑問が残るとの指摘がある。⁽⁵⁵⁾

(3) 同時投票

同時選挙に関する公職選挙法の規定（第119条、第120条等）が準用されていることから、都道府県の選挙管理委員会は、市町村を対象とする地方自治特別法に対する住民投票を都道府県を対象とする地方自治特別法に対する住民投票

と同時に行わせることができる⁽⁵⁶⁾。3で述べたように、地方自治特別法が国会で議決された旨を総務大臣が関係市町村長に通知する場合には、関係のある都道府県知事を経由しなければならないところ、総務大臣から通知を受けた都道府県知事は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないこととなっている（地方自治法施行令第180条第3項）。この通知は、都道府県の選挙管理委員会が市町村の住民投票を都道府県の住民投票と同時にに行わせるための前提となる届出（公職選挙法第120条第1項）とみなされる（同令第180条第4項）。

なお、これとは別に、地方自治法第262条第2項の規定により、投票は、普通地方公共団体の選挙又は議会の解散請求若しくは議員・首長の解職に係る賛否の投票と同時に行うことができ、そのために必要な公職選挙法及び地方自治法施行令の準用規定が整備されている（同令第188条）。国会議員の選挙との同時投票に関する規定はないが、事実上同日に投票を行うことができるものと解されており⁽⁵⁷⁾、実際、昭和25年6月4日に実施された住民投票は、参議院議員の通常選挙と同日であった。

(4) 分離性の問題

住民投票との関連において、地方自治特別法の効力の分離性と規定の分離性が問題になるとの指摘がある⁽⁵⁸⁾。

⁽⁵³⁾ 憲法改正手続法第3条で憲法改正国民投票の投票権者が満18歳以上の日本国民とされたことに伴い、その附則第3条第1項で、憲法改正手続法が施行されるまでの間に、18、19歳の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、公職選挙法等の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとされている。

⁽⁵⁴⁾ ちなみに、憲法改正に関する国民投票の場面では、あらかじめ投票用紙に印刷された「賛成」又は「反対」の文字を丸で囲む方式が採用されている（憲法改正手続法第56条第2項及び第57条第1項参照）。

⁽⁵⁵⁾ 室井・兼子 前掲注⁽⁵⁰⁾, p.452（榊原秀訓執筆）参照。

⁽⁵⁶⁾ 首都建設法の制定時にも議論があったということであるが、1つの法律が特定の都道府県とその区域内の特定の市町村の双方に関係がある場合、同一の法律について、都道府県全体としての住民投票と市町村単位の住民投票を別々に行う必要があるのではないかと問題がある（塩田章「地方自治法逐条問答（184）—第261、262条関係—」『地方自治』215号、1965.10, pp.79-80. 参照）。仮にこのような事態が生じた場合には、一方の投票結果が他方の投票に影響を及ぼす事態を避けるため、同時投票が行われることになるのではないと思われる。

⁽⁵⁷⁾ 昭和25年5月10日付け呉市選挙管理委員長あて地方自治庁行政課長電信回答（地方自治制度研究会編『地方自治関係実例判例集1』ぎょうせい、加除式、p.2513.等）参照。

(i) 効力の分離性

複数の地方公共団体に適用される地方自治特別法について、住民投票の賛否の結果が団体によって異なる場合、当該地方自治特別法の適用を受けるにつき関係団体が一体不可分の関係にあるかどうかで効力も異にすると解される。

まず、関係団体が一体不可分の関係にあるときは、その全部において賛成を得られない限り地方自治特別法が有効に成立し得ないことは明らかとされる。この場合の問題としては、住民投票の実施に当たり、①各地方公共団体において別個に投票を行いそれぞれ過半数の賛成を必要とするか、②関係する地方公共団体を通じて1つの投票を行いその過半数で賛否を決めるか、また、例えば3つの県の合併に関する法律の場合、①単純に3県の合併の賛否を問うこととするか、②3県の合併には反対だが特定の2つの県の組合せならば賛成だという投票方法を認めるか、といったことがあり、これらの問題については、あらかじめ立法的な解決が必要と指摘されている⁽⁵⁸⁾。

これに対して、地方自治特別法の適用について各地方公共団体が一体不可分の関係にないときは、当該法律が禁止しない限り、効力の分離性が成り立ち、仮に住民の賛成が得られなかった団体があれば、当該団体のみがその法律の適用対象外になると解されている。過去の実例では、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）がこのような事例に当たる。すなわち、同法は、第1条において横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市を「旧軍港市」と定義した上で、附則

第3項において旧軍港市のそれぞれの住民の投票においてその過半数の同意を得られなかった市があったときは、その市は旧軍港市のうちから除かれるものとする旨規定する⁽⁶⁰⁾。

なお、地方自治特別法の適用についての可分性の判断は、その法律の趣旨と適用対象たる各地方公共団体との関係から実質的に判断するほかないと指摘されている⁽⁶¹⁾。

(ii) 規定の分離性

1個の法律において一の地方公共団体のみに適用される特別規定がある場合に、その規定を含む法律は、常に一体として住民投票に付さなければならぬか、という問題がある。この場合に、当該特別規定と他の一般法規定との間に必ずしも一体的な関係がなく双方の規定が理論上別個に存在し得るときは、別個の法律で規定することが望ましいとされる。地方自治特別法たる規定を住民投票に付さないことは憲法第95条に違反することになる一方、一般法たる規定をも住民の意思によって左右させることは憲法第59条第1項に違反することになるからである。

(5) 住民投票を実施する範囲

地方自治法は、地方自治特別法を「関係」地方公共団体の住民の賛否の投票に付する旨定めているところ、その内容によっては、当該地方自治特別法が直接に適用される地方公共団体の住民を対象とするか、間接に影響を受ける地方公共団体の住民も投票の対象に含めるかが問題となる。前述した特別市の指定又は廃止に関す

(58) 高辻 前掲注(34), pp.9-11. 参照。(4)における以下の記述は、別に注記したものを除き、この文献による。

(59) 塩田 前掲注(56), pp.80-81. 参照。

(60) 入江 前掲注(37), pp.14-15. は、旧軍港市転換法附則第3項は、創設的な規定でなく、条理を宣言した規定と解すべきであろうと述べている。

(61) 同旨、法学協会 前掲注(18), p.1417 (註7)。

(62) 2(2)(ii)で述べたように、特別市の指定又は廃止に関する法律に対する住民投票に関する規定は、地方自治法の制定当初は置かれていなかったが、当初は関係市の住民の投票に付すればよいと解釈・答弁していた政府が見解を改めたこともあり、特に規定が設けられたものである。その経緯については、『戦後自治史 7』自治大学校、1965, pp.175-185. 等参照。

る法律の例では当該市を含む都道府県の住民の投票に付することが明示されていたが、これは、この点についての解釈上の疑義をなくすためであったとされる⁽⁶²⁾。

憲法第95条は、地方自治特別法に対する住民投票について「法律の定めるところにより」と規定していることから、住民投票を実施する範囲が必ずしも明らかでない場合には、法律で定めることも可能と解されている⁽⁶³⁾。実際、関係団体の範囲が明瞭でない場合には、総務大臣による関係首長への通知の際に困難を来すであろうし、この点について内閣に判断をゆだねるよりは国会において明らかにするのが適当であろう。2(2)(i)(a)で述べたように、地方自治特別法の実例の附則において住民投票を行う範囲を明らかにしていることにも、一定の意味はあるように思われる⁽⁶⁴⁾。ただし、都道府県を対象とする地方自治特別法の中にその区域内の特定の市町村に対する特例規定が設けられている場合のように、同一の地方自治特別法について都道府県と市町村で別々に住民投票を行うことが求められるようなときは、市町村における投票の対象は法律全体とするか特例規定のみとするか、また都道府県と市町村で賛否の結果が異なった場合の適用関係をどうするか、等々の難しい問題が生ずるため、これらの問題についてあらかじめ何らかの立法的解決を図っておくべきであろうとの指摘があるが、このような場合には附帯決議の変形である附則による解決でなく、別個の立法措置が必要になるかもしれない⁽⁶⁵⁾。

(6) 一の特別地方公共団体のみに適用される

特別法の取扱い

地方自治法上、地方公共団体は普通地方公共団体（都道府県及び市町村）と特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）に分けられる（第1条の3）ところ、地方自治特別法について、憲法第95条が「一の地方公共団体のみに適用される特別法」と定めるのに対し、地方自治法第261条第1項が「一の普通地方公共団体のみに適用される特別法」（下線は筆者による。）と定めていることは、どのように理解すればよいであろうか。

学説としては、地方自治法の上では、地方自治特別法は普通地方公共団体のみに適用されることを前提しているとする見解⁽⁶⁶⁾と、そうではなく、例えば特定の特別区のみにも適用される特別法を制定する場合には当該特別区を包括する普通地方公共団体たる都道府県（現在は東京都）の住民の投票に付されるべきことを定めたものと解する見解⁽⁶⁷⁾がある。

地方自治法の制定時の政府答弁では、地方自治法第261条に「普通地方公共団体のみ」という文言を付した趣旨として、同法は普通地方公共団体についてあらゆる規定を網羅し、特別地方公共団体はその規定を準用するという建前でできている旨説明した上で、特別区及び地方公共団体の組合については、第283条及び第292条において市や都道府県等に関する地方自治法の規定を準用することになっているため、これらの規定によって第261条が準用される、また、財産区については一般的な準用規定は置かないものの、必要な事項は政令で定められるようにしている旨説明している⁽⁶⁸⁾。この見解によれ

(63) 佐藤 前掲注(17), p.1247; 宮澤 前掲注(17), p.779. 等参照。

(64) 地方自治特別法の実例の大半は、住民投票を実施する範囲は明らかであり確認の意味しかないといえるかもしれないが、首都建設法が東京都の住民の投票に付すこととされたことについては、注(56)で述べたような議論に対する回答を示したものであるという見方もできよう（佐藤 前掲注(38), pp.120-122. 参照）。

(65) 塩田 前掲注(56), pp.79-81. の議論を参考にした。

(66) 有倉遼吉・小林孝輔編『基本法コンメンタール 憲法（第3版）』（別冊法学セミナー78）日本評論社，1986，p.320（和田英夫執筆）参照。

(67) 佐藤 前掲注(17), pp.1248-1249. 参照。同旨、村上順『逐条研究 地方自治法 5』敬文堂，2000，p.647. 等。

ば、特定の特別区のみにも適用される地方自治特別法を制定するに当たり当該特別区の住民の投票に付せば足りるという場合も出てこよう。

地方自治法の理解としては政府見解がすなおなように思われるが、いずれにしても、この問題は、「国会単独立法の原則」の例外をなす日本国憲法の「地方公共団体」とは地方自治法のどの団体を指すのかという問題と密接にかかわるものであり⁽⁶⁹⁾、最終的には個々の特別地方公共団体の性格に応じて⁽⁷⁰⁾ 住民投票の要否が判断されるべきものと思われる。

5 投票結果の公表及び報告

住民投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は直ちにこれを公表しなければならず（地方自治法施行令第183条第1項）、関係する首長は、投票結果が判明した日から5日以内に関係書類を添えてその結果を総務大臣に報告し、総務大臣は、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない（地方自治法第261条第4

項）。当該首長が市町村長である場合に関係する都道府県の知事を経由しなければならない点は、総務大臣からの通知の場面と同様である（同令第183条第2項）。なお、昭和35年の改正前の地方自治法では、報告は内閣総理大臣に直接行うこととされており（別表1参照）、過去の実例ではすべてそのように行われている。

6 争訟

住民投票の効力又は住民投票の結果の効力について不服のある者は、選挙管理委員会に対する異議の申出、訴訟等の争訟を提起することができる（地方自治法第262条第1項の規定により準用された公職選挙法第202条、第203条、第206条及び第207条）。その結果、住民投票が無効となった場合には、その旨の決定若しくは裁決が確定した日又は訴訟が係属しなくなったときに裁判所の長から行われる通知（同法第220条第1項後段⁽⁷¹⁾）を選挙管理委員会が受けた日から40日以内に再投票が行われる（地方自治法施行令第188条の2第1

(68) 第92回帝国議会貴族院地方自治法案特別委員会議事速記録第2号 昭和22年3月24日 p.5（鈴木俊一内務事務官答弁）参照。なお、地方開発事業団の制度が導入されたのは昭和38年であるため、この答弁では触れられていない。塩田章「地方自治法逐条問答（183）—第261, 262条関係—」『地方自治』214号, 1965.9, p.68（注1）。も同旨であるが、財産区及び地方開発事業団については一般的な準用規定がないことから、地方自治特別法の規定が働く余地はないと解している。

(69) この点について、政府は「憲法第八章〔第92条～第95条〕で書いております地方公共団体というものは、その条文によって変わるということはないはずだ」（第61回国会衆議院地方行政委員会議録第48号 昭和44年7月3日 pp.5-6（荒井勇・内閣法制局第三部長答弁））という理解を前提に憲法第95条を解釈しているが、学説の中には特別地方公共団体が憲法第92条～第94条の「地方公共団体」には当たらないと解しながら、第95条の「地方公共団体」には含めて考えるものもある（例えば、佐藤 前掲注⁽¹⁷⁾, pp.1198-1200, 1248, 1249. 参照）。

(70) 第72回国会衆議院地方行政委員会において、林忠雄・自治省行政局長は、特別地方公共団体として位置付けられていた、かつての特別市は憲法上の地方公共団体といわざるを得ないとした上で、次のように述べている。「〔地方〕自治法でいう特別地方公共団体というのは、「特別」と名前がついておるから憲法上のものではないということでは全くございません。特別地方公共団体のきめ方の中には、かつての特別市のように憲法上の団体と考えざるを得ないものが入ってくる可能性も十分にあるし、現在の東京都の特別区も、これからの改正によってより自主性、独立性が徹底してまいりますれば、あるいは憲法上の地方公共団体、一般の市町村と変わらないと考えざるを得ないようなことも将来はあり得るのじゃないか。」（第72回国会衆議院地方行政委員会議録第35号 昭和49年5月16日 p.13.）なお、政府は、特別区の区長直接公選制を廃止した昭和27年の地方自治法改正に際し、特別区が同法制定の際には憲法上の地方公共団体として発足したということを確認つつ、この改正により特別区を「憲法上の本来の地方公共団体ならざるものとして立案」したと説明し（第13回国会参議院地方行政委員会議録第55号 昭和27年6月18日 p.5（岡野清豪國務大臣答弁）参照）、特別区のみに関する改正規定については、そもそも憲法第95条の問題は生じないというように見解を変更した（昭和48年4月の地方自治法改正案大臣答弁資料（自治省編『改正地方制度資料 第18部』自治省, 1976, p.569.）参照）。

項)。再投票については、第1回の投票と同様の扱いがなされる(同条第2項及び第3項)。

なお、争訟の提起と処分の執行停止の関係についていえば、公職選挙法第214条の準用により処分の執行は原則として停止されないものの、選挙管理委員会に対する異議の申出又は審査の申立てにあっては地方自治法第258条において行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第34条が準用されることにより、訴訟にあっては行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第25条～第29条の規定が準用される⁽⁷²⁾ことにより、これらの規定に該当する場合には執行停止もあり得ることになる。しかしながら、この場合における処分、すなわち地方自治特別法の公布手続は、後述するように投票結果が確定した旨の報告を受けてから行われることになっているので、このような規定の働く余地があるのか、疑問が呈せられている。⁽⁷³⁾

7 投票結果確定の報告

関係する首長は、住民投票の結果が確定したことを知ったときは、5の場合と同様に、その日から5日以内に関係書類を添えて総務大臣に報告し、総務大臣は、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない(地方自治法第261条第4項)。昭和35年の改正前の規定では内閣総理大臣に直接報告することとされていたこと、過去の実例がすべてそのように行われたこ

とは、5で述べたのと同じである。

「投票の結果が確定」するとは、投票の効力及び投票結果の効力について異議の申出期間内に異議の申出がない場合又は異議の申出に対する決定、審査の申立てに対する裁決若しくは訴訟の判決が確定した場合をいう⁽⁷⁴⁾。したがって、投票結果の確定は、最短の場合で、投票結果の効力に関する異議の申出期間である選挙管理委員会が投票結果を公表した日から14日が経過した日(地方自治法施行令第186条の規定による読替えの上で準用された公職選挙法第206条第1項参照)、すなわち、投票結果公表日の翌日を初日とした15日目ということになる⁽⁷⁵⁾。住民投票の実例で争訟が提起された例はなく、すべて最短の日程で投票結果が確定している⁽⁷⁶⁾。

8 地方自治特別法の成立

地方自治特別法が成立するための要件である憲法第95条の「その過半数の同意」の算定基準については、理論的には①投票権者総数の過半数、②投票総数の過半数、③有効投票総数(投票総数から無効票数を除いたもの)の過半数の3つの場合が考えられる。この点については、手続法において規定することが望ましいと思われるが、国会法第67条は単に「その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる」と規定するのみであり、一方の地方自治

(71) 「訴訟に係属しなくなったとき」とは、訴えの取下げ及び終局判決の確定の場合をいう(安田充・荒川敦編著『逐条解説 公職選挙法(下)』ぎょうせい, 2009, p.1733. 参照)。

(72) 地方自治法施行令第187条において、行政事件訴訟法第25条～第29条の規定を準用しない旨の公職選挙法第219条第1項の規定を準用しないという形式がとられている。

(73) 塩田 前掲注(56), pp.77-79. 参照。

(74) 松本 前掲注(51), p.1364. 等参照。

(75) 特段の規定のない限り、公法における期間の計算についても、民法の期間の計算に関する規定が働くと考えられるから、日、週、月又は年をもって期間を定める場合には、期間が午前零時から始まる場合を除き、初日を算入しないこととなる(民法第140条)(法制執務研究会 前掲注(31), pp.201-202. 参照)。公職選挙法の規定の解釈については、安田・荒川 前掲注(71), pp.1561, 1665. 参照。

(76) 実例を見ると、投票結果の公表日を初日として計算していると思われる例も散見される。

(77) ちなみに、憲法改正国民投票の場面では、憲法改正手続法第126条第1項により、③であることが明らかにされている。

法にも特段の規定がない⁽⁷⁷⁾。学説上は、③の有効投票総数の過半数と解する見解⁽⁷⁸⁾ 以外の見解は見当たらず、実務上も、有効投票総数の2分の1を超過するか否かを基準に賛否の結果を判定している。

なお、いわゆる最低投票率制は採られていないため、投票率にかかわらず、「賛成」票が有効投票総数の過半数に達していれば、その結果が確定した時点で地方自治特別法が成立することになる⁽⁷⁹⁾。

9 地方自治特別法の公布及び両院議長への通知

住民投票の結果確定の報告が総務大臣からあったときは、内閣総理大臣は、直ちに当該地方自治特別法の公布の手続をとるとともに、両院議長に通知しなければならない（地方自治法第261条第5項）。

(1) 公布手続

法文では単に「投票の結果が確定した旨の報告があつたとき」と規定しているが、反対票が有効投票総数の過半数を占めるという結果が確定した場合には、公布すべき法律そのものが成

立していないことになる（「公布」とは、成立した法令を公表して一般に人が知り得る状態におくことをいう⁽⁸⁰⁾。）から、内閣総理大臣が公布手続をとるのは、あくまでも、賛成票が有効投票総数の過半数を占めるという結果が確定した旨の報告があつた場合に限られよう⁽⁸¹⁾。

公布の手続は、具体的には、閣議を開いて公布のための内閣の助言と承認を行い（憲法第7条第1号）、天皇に進達する。法律の公布に当たっては、冒頭に公布文が付される。公布文には、天皇が親署し、御璽を押した後、内閣の助言と承認を示すため、内閣総理大臣が日付を記入し、副署する。⁽⁸²⁾ 地方自治特別法の公布文は、一般の法律と異なり、「日本国憲法第九十五条の規定に基づき〇〇法をここに公布する。」とする例である⁽⁸³⁾。

(2) 両院議長への通知

両院議長への通知は、投票結果を知らしめるという意味があるので、公布の場面とは異なり、地方自治特別法が成立した場合に限る必要はないであろう。なお、2で述べた内閣総理大臣への通知の場面と同様、昭和30年の改正前の規定

(78) 法学協会 前掲注(18), p.1415; 宮澤 前掲注(17), p.780; 杉原泰雄『憲法 2』(有斐閣法学叢書7) 有斐閣, 1989, pp.484-485. 等参照。

(79) 最高裁判所第一小法廷昭和26年3月1日判決(刑集5巻4号478ページ)は、一般の法律の成立時期を両議院において可決された時点とする。1で述べたように、地方自治特別法は国会の議決によって停止条件付きで成立するものとされていることから、その条件が成就する住民投票の賛成票が有効投票総数の過半数という結果が確定した時点で、法律が成立すると考えられる。

(80) 法令用語研究会編集執筆『有斐閣法律用語辞典(第3版)』有斐閣, 2006, p.446. 参照。

(81) この点について、制定当初の地方自治法は「投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を奏上する」と規定していた(別表1参照)。地方自治法案を審議した第92回帝国議会における内務大臣答弁資料によれば、この規定の趣旨は、「内閣総理大臣は、投票の結果の確定を待つて奏上し、賛成の投票が過半数を占めた場合においては、天皇の裁可を請い、法律公布の手続をとり、反対の投票が過半数なるにより、法律としての効力を発生せしむべからざる場合もまた、奏上してその措置を講ずべきである」ということであつた(内務省地方局 前掲注(16), p.424.)が、法律が成立していない場合に天皇に奏上することの意義は不明である。この規定は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和22年法律第169号)により現行のように改められた。この部分の改正は政府原案段階にはなく、衆議院治安及び地方制度委員会における修正によるものであるところ、条項の整理等は委員長に一任されたこともあって、その趣旨は必ずしも明らかではない。

(82) 山本庸幸『実務立法技術』商事法務, 2006, p.7; 小島和夫『法律ができるまで』ぎょうせい, 1979, pp.337-339. 等参照。

(83) 行政法制研究会「重要法令関係慣用語の解説(108) 地方自治特別法」『判例時報』1440号, 1993.2, p.45. 参照。

では、単に衆議院議長に通知するものとされており、参議院議長に対する通知については、特段の規定がなかった（別表1参照）。過去の実例では、衆議院事務総長が参議院事務総長にあてて通知書を受領した旨通知している。また、昭和27年の事例では、衆議院が解散中であったために内閣総理大臣からの通知は衆議院事務総長あてに行われた。

これまでの事例によれば、国会の議長への通知は、地方自治特別法を公布するための閣議請議の文書を添付する形で行われている。松江国際文化観光都市建設法（昭和26年法律第7号）の場合を例にとれば、次のとおりである。

二五内閣閣甲第二九〇号
 昭和二十六年二月二十八日
 内閣総理大臣 吉田 茂
 衆議院議長 幣原 喜重郎殿
 第九回国会において議決された松江国際文化観光都市建設法が、別紙内閣総理大臣請議のとおり住民投票の結果確定したので、地方自治法第二百六十一条第五項の規定により、この旨通知する。
 （別紙）
 松江国際文化観光都市建設法公布手続申請について
 地方自治法第二百六十一条第四項の規定により、松江国際文化観光都市建設法賛否投票の結果が賛成多数に確定した旨松江市長から報告がありましたので、右法律公布方を奏請されたく、閣議を求めます。
 昭和二十六年二月二十六日
 内閣総理大臣 吉田 茂
 内閣総理大臣 吉田 茂殿
 （原文縦書き）

10 費用の国庫負担

地方自治法施行令第185条により公職選挙法第263条が準用されており、住民投票に要する費用は国庫負担となる。ただし、首都建設法に関しては、同法の附則第3項で、東京都の負担とされた⁽⁸⁴⁾。国が負担する経費の基準については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第16条で規定されている。

おわりに

近年、行政学者などから、地方自治特別法の制度を積極的に活用することによって、「[各地方公共団体の] 特色をふまえた独特のルールづくり」⁽⁸⁵⁾ や「特定の自治体に対して例外的な権限を付与し、新たな範疇の地方政府を設立すること」⁽⁸⁶⁾ が可能になるのではないかという意見が唱えられている。

これらの意見に対する憲法学説の反応としては、「地方自治特別法は、地方自治の画一性のもつ平板さを救う使命と効用を發揮せしめるためにも、そこに盛るべき構想内容を新しい次元にたって考え直す必要があるように思われる。」という従来からの指摘⁽⁸⁷⁾ や日本国憲法制定時における「個性の尊重」という政府見解（I参照）に照らし、これらの問題提起を積極的に受け止める下地が全くないわけではないとするものがある⁽⁸⁸⁾。また、後者に対しては、「包括的な例外的統治制度の採用となると、その実現は容易でない」という指摘⁽⁸⁹⁾ もなされている。

以上のような議論を踏まえて地方自治特別法の制度が実際にどのように利用されてゆくか

(84) このような規定が設けられたのは、首都建設法の制定に予算措置が伴っていなかったからであるが、入江 前掲注(37), pp.12-13. は、条理の上からは国と地方公共団体が共に負担するべきものではないかと指摘する。また、佐藤 前掲注(38), p.131. は、この附則の規定が効力を生ずるのは同法が住民投票で可決・施行された時点であるから、それまでは国費でまかなっておき、法律成立時に東京都から返済してもらうことになろうと指摘する。

(85) 宮崎 前掲注(8), p.293.

(86) 山口二郎「一国多制度」松下圭一ほか編『岩波講座 自治体の構想 1 課題』岩波書店, 2002, p.147.

(87) 和田英夫「地方自治」『改憲問題の焦点』(『法律時報』臨時増刊35巻12号) 1963, p.233.

は、国と地方との役割分担を改めようとする地方分権改革の影響を見逃すこともできず、予断

を許さない。今後の行方に注目したい。

(こばやし きみお)

(88) 岡田信弘「『地方自治の本旨』の再定位」高見勝利ほか編『日本国憲法解釈の再検討』有斐閣，2004，pp.377-379。参照。小林・芹沢 前掲注(29)，p.431（仲地博執筆）。も、宮崎 前掲注(85)の見解を、和田 同上の指摘を更にふえんした、「統一性、画一性を打破し、より多様性に富んだ自治体を作り出す方向に沿った、時代にふさわしい解釈」と評価する。

(89) 大石真『憲法講義 1（第2版）』有斐閣，2009，p.290。

別表1 地方自治特別法に対する住民投票に関する地方自治法の規定の変遷

平成11年法律第160号による改正後（現行規定）	昭和三十五年法律第113号による改正後	昭和30年法律第3号による改正後	昭和22年法律第169号による改正後 ※住民投票の実施例の適用された規定	制定時の規定
<p>第二百六十一条 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会又は参議院の緊急集会において議決されたときは、最後に議決した議院の議長（衆議院の議長が国会の議決となつた場合には衆議院議長とし、参議院の緊急集会においては議決した場合には参議院議長とする。）は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。</p> <p>② 前項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律を添えてその旨を自治大臣に通知し、自治大臣は、その通知を受けた日から五日以内に、関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他の関係書類を移送しなければならない。</p> <p>③ 前項の規定による通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から三十一日以後六十日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わなければならない。</p> <p>④ 前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から五日以内に、関係書類を添えてその結果を自治大臣に報告し、自治大臣は、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。</p> <p>⑤ 前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律の公布の手続をとるとともに衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。</p> <p>第二百六十二条 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、前条第三項の規定による投票にこれを準用する。</p> <p>② 前条第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第七十六条第三項の規定による解散の投票若しくは第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票若しくは第二百三十三条第四項の規定による投票と同時にこれを行うことができる。</p>	<p>第二百六十一条 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会又は参議院の緊急集会において議決されたときは、最後に議決した議院の議長（衆議院の議長が国会の議決となつた場合には衆議院議長とし、参議院の緊急集会においては議決した場合には参議院議長とする。）は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。</p> <p>② 前項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律を添えてその旨を自治大臣に通知し、自治大臣は、その通知を受けた日から五日以内に、関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他の関係書類を移送しなければならない。</p> <p>③ 前項の規定による通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から三十一日以後六十日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わなければならない。</p> <p>④ 前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から五日以内に、関係書類を添えてその結果を自治大臣に報告し、自治大臣は、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。</p> <p>⑤ 前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律の公布の手続をとるとともに衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。</p> <p>第二百六十二条 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、前条第三項の規定による投票にこれを準用する。</p> <p>② 前条第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第七十六条第三項の規定による解散の投票若しくは第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票若しくは第二百三十三条第四項の規定による投票と同時にこれを行うことができる。</p>	<p>第二百六十一条 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会又は参議院の緊急集会において議決されたときは、最後に議決した議院の議長（衆議院の議長が国会の議決となつた場合には衆議院議長とし、参議院の緊急集会においては議決した場合には参議院議長とする。）は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。</p> <p>② 前項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、その日から五日以内に、関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他の関係書類を移送しなければならない。</p> <p>③ 前項の規定による通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から三十一日以後六十日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わなければならない。</p> <p>④ 前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から五日以内に、関係書類を添えてその結果を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。</p> <p>⑤ 前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律の公布の手続をとるとともに衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。</p> <p>第二百六十二条 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、前条第三項の規定による投票にこれを準用する。</p> <p>② 前条第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第七十六条第三項の規定による解散の投票若しくは第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票若しくは第二百三十三条第四項の規定による投票と同時にこれを行うことができる。</p>	<p>第二百六十一条 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会において議決されたときは、衆議院議長は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。</p> <p>② 前項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、その日から五日以内に、関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他の関係書類を移送しなければならない。</p> <p>③ 前項の規定による通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から三十一日以後六十日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わなければならない。</p> <p>④ 前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から五日以内に、関係書類を添えてその結果を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。</p> <p>⑤ 前項の規定による報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに関係書類を添えて内閣総理大臣にその旨を報告しなければならない。</p> <p>⑥ 前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律の公布の手続をとるとともに衆議院議長に通知しなければならない。</p> <p>第二百六十二条 政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、前条第三項の規定による投票にこれを準用する。</p> <p>※下巻部は、昭和25年法律第101号で「公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する」に改正（同年5月1日施行）。</p> <p>② 前条第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第七十六条第三項の規定による解散の投票若しくは第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票若しくは第二百三十三条第四項の規定による投票と同時にこれを行うことができる。</p> <p>※下巻部は、昭和22年法律第179号で追加（同年8月1日施行）。</p>	<p>第二百六十一条 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会において議決されたときは、衆議院議長は、内閣総理大臣を經由し、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。</p> <p>② 前項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、その日から五日以内に、関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他の関係書類を移送しなければならない。</p> <p>③ 前項の規定による通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から三十一日以後六十日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わなければならない。</p> <p>④ 前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から五日以内に、関係書類を添えて内閣総理大臣にその旨を報告しなければならない。</p> <p>⑤ 前項の規定による報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに関係書類を添えて内閣総理大臣にその旨を報告しなければならない。</p> <p>⑥ 前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律の公布の手続をとるとともに衆議院議長に通知しなければならない。</p> <p>第二百六十二条 政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、前条第三項の規定による投票にこれを準用する。</p> <p>② 前条第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第七十六条第三項の規定による解散の投票若しくは第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うことができる。</p>

(出典) 筆者作成

別表2 地方自治特別法一覧

都市名	住民投票の対象となった法律	法律案の提出 日等 ¹⁾	国会 議決日	内閣への 送付日	投票 期日	投票結果				投票結果の 公表日 ²⁾	投票確 定日 ³⁾	内閣から の通知日	公布日/法律番号	
						有権者数	投票総数	投票率	有効投票数					賛成者数
1 広島市	広島平和記念都市建設法	24.5.10 5回・衆7	24.5.11	24.5.14	24.7.7	121,437	78,962	65.0%	78,192	71,852	91.9%	6,340	8.1%	24.8.6/219号
2 長崎市	長崎国際文化都市建設法	24.5.10 5回・衆8	24.5.11	24.5.14	24.7.7	111,090	81,637	73.5%	80,356	79,220	98.6%	1,136	1.4%	24.8.9/220号
3 別府市	別府国際観光温泉文化都市建設法	24.12.23 7回・衆1	25.4.7	25.4.12	25.6.15	50,237	40,073	79.8%	39,345	29,487	74.9%	9,858	25.1%	25.7.18/221号
4 熱海市	熱海国際観光温泉文化都市建設法	25.3.10 7回・衆8	25.5.1	25.5.2	25.6.28	17,902	10,821	60.4%	10,623	8,792	82.8%	1,831	17.2%	25.8.1/233号
5 伊東市	伊東国際観光温泉文化都市建設法	25.3.10 7回・衆9	25.5.1	25.5.2	25.6.15	18,655	10,253	55.0%	10,186	6,534	64.1%	3,652	35.9%	25.7.25/222号
6 東京都	首都建設法	25.3.20 7回・衆11	25.4.22	25.4.24	25.6.4	3,341,232	1,840,312	55.1%	1,702,342	1,025,792	60.3%	676,550	39.7%	25.6.28/219号
7 横須賀市 佐世保市 呉市 舞鶴市	旧軍港市転換法	25.3.18 7回・参2	25.4.11	25.4.12	25.6.4	147,155	101,678	69.1%	97,545	88,644	90.9%	8,901	9.1%	25.6.28/220号
					25.6.4	93,677	83,350	89.0%	78,795	76,678	97.3%	2,117	2.7%	
					25.6.4	107,040	87,993	82.2%	84,878	81,355	95.8%	3,523	4.2%	
					25.6.4	46,493	35,068	75.4%	33,681	28,481	84.6%	5,200	15.4%	
8 京都市	京都国際文化観光都市建設法	25.7.21 8回・衆2	25.7.28	25.7.31	25.9.20	612,723	193,018	31.5%	190,524	132,263	69.4%	58,261	30.6%	25.10.22/251号
9 奈良市	奈良国際文化観光都市建設法	25.7.21 8回・衆3	25.7.28	25.7.31	25.9.20	40,882	30,039	73.5%	29,824	22,089	74.1%	7,735	25.9%	25.10.21/250号
10 横浜市	横浜国際港都建設法	25.7.24 8回・衆6	25.7.30	25.7.31	25.9.20	500,232	197,618	39.5%	195,333	175,361	89.8%	19,972	10.2%	25.10.21/248号
11 神戸市	神戸国際港都建設法	25.7.24 8回・衆7	25.7.30	25.7.31	25.9.20	383,952	166,121	43.3%	163,910	138,272	84.4%	25,638	15.6%	25.10.21/249号
12 松江市	松江国際観光文化都市建設法	25.11.28 9回・衆2	25.12.6	25.12.8	26.2.10	39,189	28,743	73.3%	28,290	21,486	75.9%	6,804	24.1%	26.3.1/7号
13 芦屋市	芦屋国際文化住宅都市建設法	25.12.2 9回・衆7	25.12.6	25.12.8	26.2.11	23,802	13,400	56.3%	13,237	10,288	77.7%	2,949	22.3%	26.3.3/8号
14 松山市	松山国際観光温泉文化都市建設法	25.12.2 9回・衆8	25.12.6	25.12.8	26.2.11	88,058	49,729	56.5%	48,587	40,571	83.5%	8,016	16.5%	26.4.1/117号
15 軽井沢町	軽井沢国際親善文化観光都市建設法	26.3.29 10回・衆34	26.5.28	26.5.29	26.7.18	6,832	5,548	81.2%	5,548	5,138	92.6%	410	7.4%	26.8.15/253号
16 伊東市	伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律	27.5.27 13回・衆57	27.6.20	27.6.21	27.8.20	19,331	13,035	67.4%	12,966	12,710	98.0%	256	2.0%	27.9.22/312号

○年は、すべて昭和。

○百分率の数字は、小数点第2位を四捨五入して得た。

○賛成者数・反対者数の割合は、有効投票数に対するもの。

1) 〔○〕回(○)衆/参(○)衆(○)参(○)参 (a)国会回次 (b)法律案の提出者(「参」は衆議院議員提出、「参」は参議院議員提出) (c)法律案の提出番号

2) 選挙管理委員会による投票結果の公表日が不明なものについては、選挙会の開会日を斜体で示した。

3) 内閣総理大臣に対する通知において確定日とされた日

(出典)『衆議院公報』に掲載された、内閣総理大臣から衆議院議長への住民投票の結果確定の通知書等に記されたデータを基本とし、これで得られなかったデータについては、各公共団体刊行の要覧、統計、公報等を適宜参照して補った。